

クレジットシステム及び関連機器等導入業務
仕 様 書

札幌市交通局

1 業務目的

本業務は札幌市交通局（以下、「当局」という。）における定期券発売所での定期券購入時の支払い等について、利用者サービスの向上を図るため、クレジットカードによるキャッシュレス決済（以下、「クレジット決済」という。）の導入準備を行うものである。

2 契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

なお、決済運用開始は令和6年6月頃を予定する。

3 履行場所

以下の当局本庁舎、各定期券発売所及び当局が指定する機器試験センター等とする。

定期券発売所等の名称	所在地
交通局本庁舎	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1
大通定期券発売所	札幌市中央区大通西2丁目2
北24条定期券発売所	札幌市北区北23条西4丁目2
真駒内定期券発売所	札幌市南区真駒内17
宮の沢定期券発売所	札幌市西区発寒6条9丁目2
琴似定期券発売所	札幌市西区琴似1条4丁目2
白石定期券発売所	札幌市白石区東札幌2条6丁目5
新さっぽろ定期券発売所	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目
環状通東定期券発売所	札幌市東区北15条東15丁目4
福住定期券発売所	札幌市豊平区福住2条1丁目1

4 取扱い予定のクレジットカードブランド

国際5大ブランドである「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「American Express」、「Diners Club」が付与されたクレジットカードを予定する。なお、クレジットカード会社（以下、「カード会社」という。）との加盟店契約については、当局が別途行う。

5 利用概要

クレジット決済の利用は、当局が取扱う定期券の発売、払戻し及びクレジット決済取消とする。

6 業務内容

当局における乗車料金精算環境に適合するクレジット決済環境整備のため、以下の業務を行う。

- (1) クレジット決済におけるASPサービスを提供するクラウド型の専用システム（以下、「クレジットシステム」という。）の導入に係る各種業務。なお、クレジットシステムの要件については下記7のとおりとする。

※ ASP (Application Service Provider) サービスとは、インターネット等を通じてソフトウェアを利用させるサービスのこと。

- (2) クレジット決済に必要な決済端末機（以下、「端末機」という。）の調達及び設置。なお、端末機は当局の買取りとし、その要件については、下記8のとおりとする。

- (3) 当局定期券発行機（東芝インフラシステムズ社製：ET-5050SS 型）と端末機及びクレジットシステム等との接続。

定期券発行機、端末機及びクレジットシステム間の接続は専用線とし、定期券発行機に対して行う端末機の動作に必要なソフトウェア等のインストールや設定作業は、別途、定期券発行機の保守を行う事業者が実施する。

受託者は、端末機の動作に必要なソフトウェア及び設定に必要な技術情報等を当局に提示するとともに、明細データの送受信に係るインターフェース仕様の検討や接続テスト等の各種調整を行うこと。また、定期券発行機の保守を行う事業者等と連絡調整を密に行い、定期券発行機の機能等に影響がないようにすること。

- (4) (3)に必要な回線・ケーブルの敷設及びネットワークの構築。

なお、クレジットシステムの構築に必要な定期券発行機からファイアウォールまでの既存の局内ネットワークの設定等は、別途、局内ネットワークの保守を行う事業者が実施する。受託者は、必要なネットワーク設定等の技術情報等を当局に提示すること。また、ネットワークの保守を行う事業者等と連絡調整を密に行い、ネットワーク上の既存の通信等の機能に影響がないようにすること。

- (5) 端末機と定期券発行機から出力される各クレジット売上明細データのレイアウトやデータ項目等の調整・確認。

- (6) カード会社とのクレジット決済センター等における設定内容の調整。

- (7) カード会社とのクレジット明細データの送受信に必要なテスト等の実施。

- (8) クレジット決済導入準備に伴う当局試験センターでの試験環境（通信環境等）の提供及び総合試験（収入系）の実施支援。

なお、総合試験とは、定期券発売所での定期券発売（払戻し）から売上情報突合、当局へのデータ受渡し及び毎月の精算額確定までの一連業務について試験環境上でテストするものであり、令和6年1月～3月の期間において各月3営業日×3月＝9営業日程度を予定する。

- (9) カード会社へ説明会等を行う際の支援。なお、カード会社との加盟店契約は2社を予定する。

- (10) クレジット決済導入における当局職員等への支援。

- (11) その他、本業務を実施するために必要なこと。

7 クレジットシステムの要件

- (1) ICクレジット情報の取扱い

PCI-DSSに準拠したセキュリティ基準を満たしていること。

※ PCI-DSS (Payment Card Industry Data Security Standards) とは、PCI-SSC (Payment Card Industry Security Standards Council) が発行・管理する基準のこと。

- (2) クレジット明細データの突合等による売上情報の確認

端末機（端末機と接続される定期券発行機を通じて可）から送信される「クレジット一件明細データ」と定期券発行機から送信される「クレジット一件明細（日締め）データ」の突合若しくは突合同等と認められる売上情報等の確認が可能なこと。

また、クレジット明細データ及び突合結果については、別紙2及び別紙3のとおりとし、突合結果についてはCSVファイルにて出力のうえ、当局指定の方法にて受渡しが可能であること。

- (3) 元売りチェック機能

定期券の払戻時（クレジット取消含む）において、当該定期券の売上日（決済日）に決済された売上明細データと紐づけを行い、払戻（クレジット取消）の可否について、速やかにその判定

を行い、端末機に送信できる機能を備えていること。また、元売りチェックは以下の項目・条件により判定が可能であること。なお、チェック可能期間は最大7カ月間を想定するものとする。

＜チェック項目・条件＞

	項目	条件
1	クレジットカード番号	発売時と払戻時でクレジットカード番号（上6桁、下4桁）が一致すること。
2	金額	払戻額 ≤ 発売額となること。

(4) カード会社との情報連携

クレジットカード決済センター（CAFIS 又は CARDNET）を経由してカード会社にクレジット明細データ等が送信できること。

8 端末機の要件

- (1) 上記4記載の国際5大ブランドの IC クレジットにおけるブランド試験が終了していること。
- (2) 定期券発行機との間で発売・払戻し・取消における取引完了後、伝票番号や取扱区分等の一件取扱情報について送信・連動が可能であること。

(3) 暗証番号入力機能を要すること。

(4) 定期券発行機に接続する外部インターフェース（USB）への対応が可能であること。

(5) 改正割賦販売法に基づき、クレジットカード情報（以下、「カード情報」という。）非保持型又は非保持型同等／相当と認められる基準（PCI-P2PE[※]）を満たす機種であること。

※ PCI-P2PE（Point to point Encryption）とは、カード情報を読み取った POS 端末のカードリーダーデバイスから決済ネットワークに至るまで、エンドツーエンドでカード情報を暗号化する考え方に基づいたソリューションのこと。

(6) 別紙2に示す「クレジット一件明細データ」及び「クレジット日計データ」をクレジットシステムへ送信可能であること。

(7) 別紙4に示す売上票（レシート）の出力が可能であること。

(8) 端末機の必要台数

受託者が用意する端末機は以下のとおりとする。

名 称	必要数
交通局本庁舎	1 台
大通定期券発売所	6 台
北 24 条定期券発売所	2 台
真駒内定期券発売所	2 台
宮の沢定期券発売所	1 台
琴似定期券発売所	2 台
白石定期券発売所	1 台
新さっぽろ定期券発売所	2 台
環状通東定期券発売所	2 台
福住定期券発売所	2 台
交通局試験センター	2 台
予備品 [※]	1 台
合 計	24 台

※ 予備品の端末機については、クレジットシステムとの連携不要。

(9) 端末機の保守

本業務の契約期間内に端末機に不具合等が発生した場合、速やかに交換等の必要な措置を講じること。また、故障対応の受付可能時間や連絡先等について、予め当局へ提示のうえ承認を得ること。

なお、本業務の契約期間外(クレジット決済運用開始後等)における端末機の保守については、当局が別途契約を行うため、本業務の積算には加えないこと。

9 クレジット明細データ等の仕様について

- (1) 各明細データ等のフロー図(外回り・内回り方式別)
別紙1のとおり
- (2) クレジット明細データ仕様
別紙2のとおり
- (3) 突合結果データ仕様
別紙3のとおり
- (4) 売上票(レシート)仕様
別紙4のとおり

10 導入時支援

- (1) 受託者は、当局職員及び定期券発売所の発売員等の関係する職員が端末機等の取扱いを習熟するべく、必要な研修及び指導等を行うこと。
- (2) 研修等は、上記3記載の履行場所毎若しくは当局が指定する場所・方法にて行うものとする。
- (3) 受託者は、研修等に必要のマニュアルや解説書等について作成を行い、当局へ提供すること。

11 クレジット決済運用開始後の問合せ先について

- (1) 各定期券発売所の営業時間内にクレジット成立等が確認できる問合せ先があること。
- (2) カード会社の審査部門から運用等についての問合せ先があること。

12 業務連携

業務にあたっては、当局で導入している機器・システム等の運用事業者と連携を密にすること。

また、機器接続など複数の事業者間に関わる会議体において、当局から出席依頼があった際には必ず出席すること。

13 委託料の支払い

本業務に係る完了検査合格後、一括で支払うものとする。

14 守秘義務の遵守及び個人情報の管理等

受託者は、委託業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 守秘義務の遵守

本業務の実施にあたっては、「札幌市個人情報保護条例」、関係法令及び「札幌市情報セキュリティポリシー」の各規程を遵守し、業務を遂行する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。また、この守秘義務は、委託業務終了後も課されるものであり、委託業務に従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) 個人情報管理の徹底

受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報（特定の個人を識別できる情報）を取り扱う際には、委託者より提示する「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(3) 不要となった個人情報等の取扱いについて

不要となった各種データ、カード情報等の個人情報は、償却、切断、溶解、消磁等の復元が不可能な方法により破棄すること。また、これらの個人情報等の管理に用いた電子計算機や記憶媒体等について、廃棄、売却、譲渡またはリース返却等を行う場合には、当該電子計算機等に記録されている個人情報等を完全に消去し、復元不可能な状態とすること。

(4) データ等の目的外使用、複写、複製及び第三者提供の禁止

本市が提供する一切のデータ、資料等を委託業務以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。

(5) 指揮命令等

要員への指揮命令、管理監督及び指導育成は受託者が責任をもって実行すること。

(6) 信用失墜行為の禁止

委託業務を遂行するにあたり、当局の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(7) 危機管理

事故、災害、疫病等の緊急事態が発生した場合を想定し、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(8) システム障害時の対応

クレジットシステムの障害（クレジット処理及び明細データの突合関連処理等）に障害が発生した場合、速やかに障害箇所について適切な処置を行い、所定のアドレスにメールで連絡をすること。また、関連業務の計画点検や保守等が発生する際は、当該事情の2週間前までに所定のアドレスへメールにて連絡を行うこと。

(9) その他の事故等が発生した場合の対応

受託者は、委託業務遂行上、故意又は過失により、何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合は、直ちに当局に報告し、当局と協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受託者が負担することとする。また、受託者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく当局に提出することとする。

15 再委託について

当業務の遂行にあたり、業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合には、当局に対して事前に書面にて承認を申し出ることとし、当局がそれを認めた場合には再委託することができる。

なお、この場合には再委託した業務について、再委託した第三者に対しても本仕様書に定める事項が及ぶものとし、受託者はこの仕様書に定める内容を当該第三者に遵守させなければならない。また、この場合においても受託者は、本契約に定めるすべての業務及び責任について免れないものとする。

16 業務従事者一覧の提出

受託者は、本業務を実施するにあたり、これを的確に管理するための業務従事者一覧を当局に提出するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合にも最新の従事者一覧を提出するものとする。

17 免責

受託者は、次の事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、受託者に責のない通信回線不良その他不可抗力により生じた損害。
- (2) システムの保守等、運用上又は技術上業務を中止する必要があると受託者が合理的に判断した場合における損害。

18 権利譲渡等の禁止

当局及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、この契約上の地位及びこの契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

19 その他

- (1) 導入時の各種設定内容、設置については、当局と打ち合わせの上決定すること。
- (2) 本業務に係る成果品の権利は全て当局に帰属するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当局と誠実に協議を行い、確定させること。

20 担当

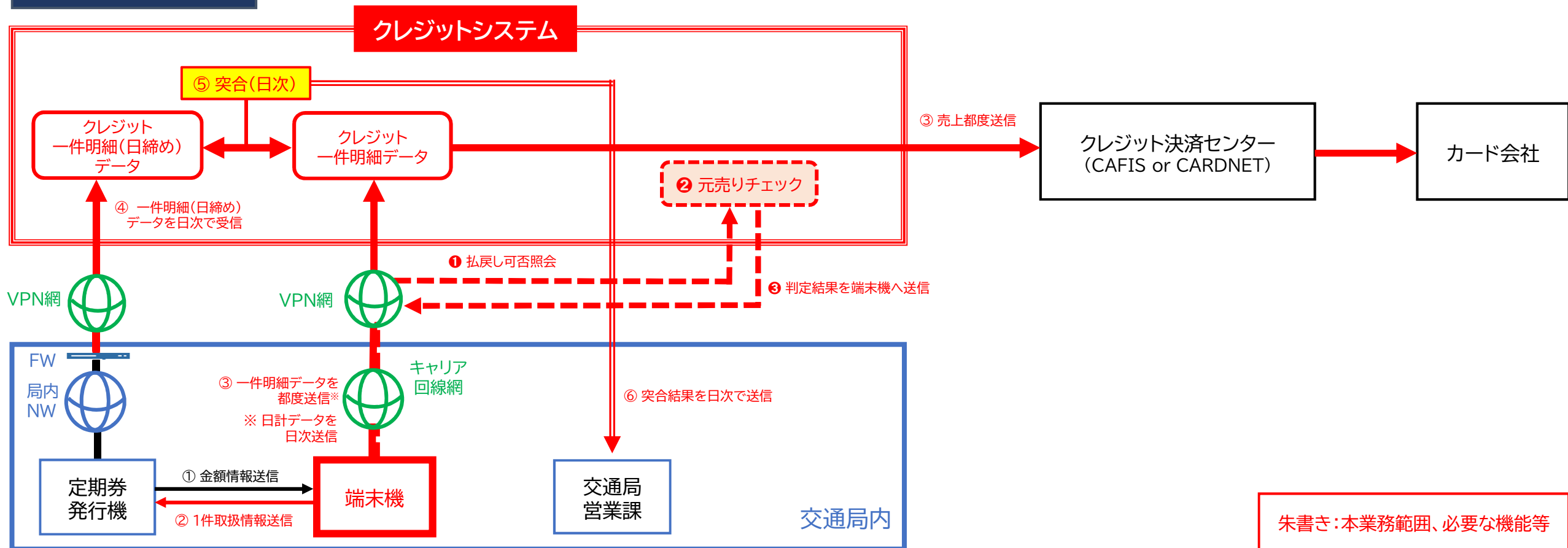
札幌市交通局 事業管理部 営業課

004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1

電話：011-896-2724（直通）

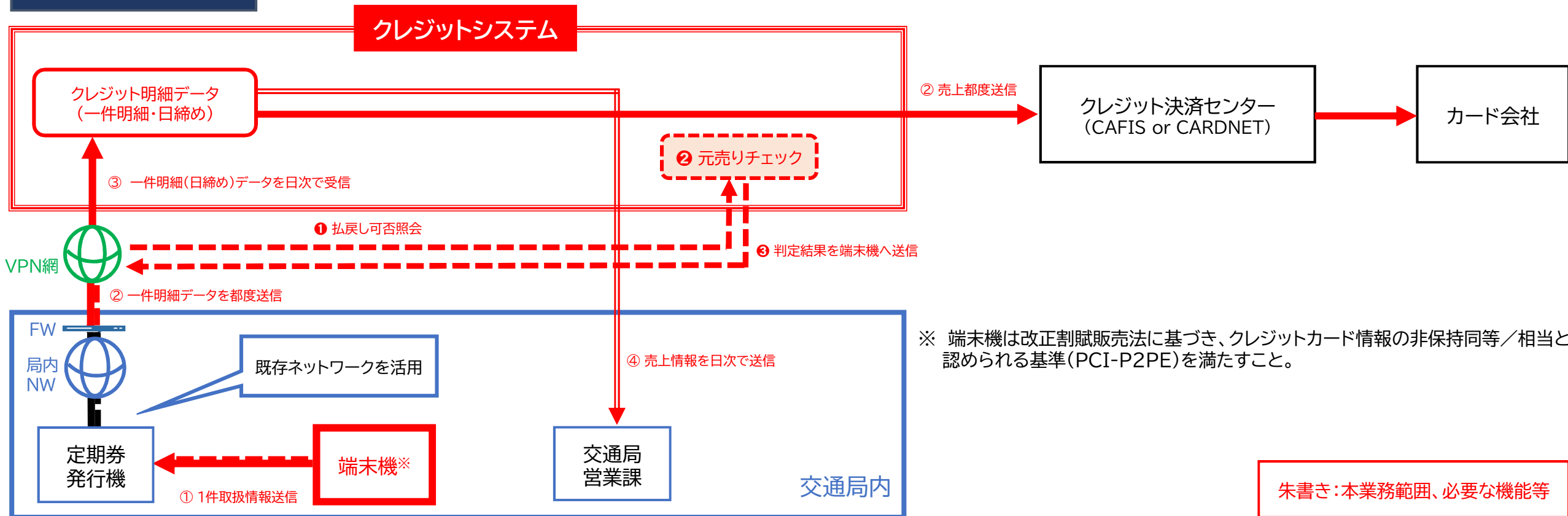
外回り方式の場合

※ 本内容と同等又はそれ以上の結果・効果が得られると判断される場合は、当局と協議の上、内容の一部を変更することができるものとする。



内回り方式の場合

※ 本内容と同等又はそれ以上の結果・効果が得られると判断される場合は、当局と協議の上、内容の一部を変更することができるものとする。



クレジット明細データ仕様

1 概要

本紙は定期券等発売時等のクレジットカード対応において、当局定期券発行機と受託者側で用意するクレジットシステム間で明細データを受け渡す際のインターフェイス仕様について記述したものである。

なお、本仕様と同等の機能が実現できると認められる場合には、当局と協議のうえ仕様の一部変更等を認めるものとする。

2 明細データ受渡仕様

(1) 対象データ

収入データのうち、クレジットカードによる定期券等発売（払戻）取引を行ったものを対象とし、以下のデータ内容とする。

ア クレジット日計データ

イ クレジット一件明細データ

(2) 授受方法

ア クレジット日計データ

当局が指定する方法にて日次伝送する。

イ クレジット一件明細データ

当局が指定する方法にて発売、払戻し及び取消に係る取引の都度、伝送する。

(3) ネットワーク

専用線を用いた拠点間接続にて実現する。

(4) ファイル形式

データファイルは固定長、文字コードはS-JIS、改行コード・EOF はなしとする。

(5) レコード構成

データファイル内のレコード構成は以下のとおりとする。

1	ヘッダー情報
2	クレジット日計データ（発売号機毎）
3	クレジット一件明細データ
3	
3	
2	クレジット日計データ（発売号機毎）
3	クレジット一件明細データ
3	
3	
9	エンド情報

3 データ項目

データ項目については、以下のものを満たすこと。なお、レイアウト等については協議の上確定させるものとする。

(1) ヘッダー情報

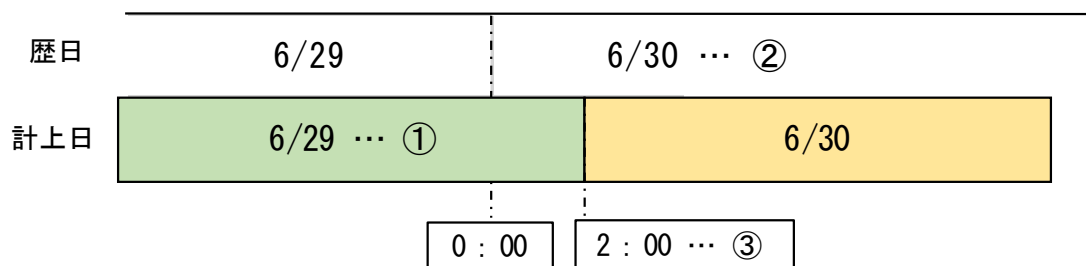
No.	項目	最大桁数	備考
1	データ区分	1	"1" (ヘッダーレコード) を設定
2	加盟店コード	6	受託者側で採番するコード
3	作成日	8	YYYYMMDD
4	作成時刻	6	hhmmss
5	予備	99	スペース
		120	

(2) クレジット日計データ

No.	項目	属性	最大桁数	備考
1	データ区分	X	1	"2" (クレジット日計レコード) を設定
2	定期券発売所	X	5	所定の定期券発売所コードを設定 (左詰後ろスペース)
3	発売号機等	X	4	号機2桁+係員2桁等、No. 2と併せてクレジットシステムでの突合せ実施時の発売箇所特定キー
4	売上計上日	9	8	収入管理上の売上日付 (YYYYMMDD)
5	締切日付	9	8	端末締切日付 (YYYYMMDD)
6	締切時刻	9	6	端末締切時刻 (hhmmss)
7	売上件数	9	8	発売件数+払戻取消件数
8	売上合計金額符号	X	1	1: プラス 2: マイナス
9	売上合計金額	9	10	発売合計金額+払戻取消合計金額
10	取消返品件数	9	8	払戻件数+発売取消件数
11	取消返品合計額符号	X	1	1: プラス 2: マイナス
12	取消返品合計金額	9	10	払戻合計金額+発売取消合計金額
13	予備	X	50	スペース
			120	

※ 締切日付の設定例

売上計上日：6/29分を設定する場合 (AM2:00で売上締切とする場合)



定期券発売日計情報

5	売上計上日	20240629	①
6	締切日付	20240630	②
7	締切時刻	020000	③

(3) クレジット一件明細データ

No.	項目	属性	最大桁数	備考
1	データ区分	X	1	"3" (定期1件明細レコード) を設定
2	定期券発売所	X	5	所定の定期券発売所コードを設定 (左詰後ろスペース)
3	発売号機等	X	4	号機2桁+係員2桁等、No.2と併せてクレジットシステムでの突合せ実施時の発売箇所特定キー
4	売上計上日	9	8	収入管理上の売上日付 (YYYYMMDD)
5	取引日付	9	8	クレジット取引日付 (YYYYMMDD)
6	取引時刻	9	6	クレジット時刻 (hhmmss)
7	取引種別	X	1	【定期券】1: 発売 2: 払戻 3: 発売取消 4: 払戻取消
8	取引金額符号	X	1	1: プラス 2: マイナス
9	取引金額	9	8	クレジット決済金額 (運賃+払戻手数料)
10	定期料金符号	X	1	1: プラス 2: マイナス (払戻・発売取消はマイナス)
11	定期料金	9	8	定期料金分のみの発売額/払戻額
12	払戻手数料符号	X	1	1: プラス 2: マイナス (払戻・発売取消はマイナス)
13	払戻手数料金額	9	8	払戻手数料額
14	金額予備1符号	X	1	スペース (未使用)
15	金額予備1	9	8	オール0 (ゼロ)
16	金額予備2符号	X	1	スペース (未使用)
17	金額予備2	9	8	オール0 (ゼロ)
18	発行券番号	9	6	発売時: 発行券番号 払戻/発売取消/払戻取消時: 原券番号 発行券番号が存在しない場合: 999999を設定
19	伝票番号	9	5	クレジット処理伝票番号 (クレジットシステム明細突合せ時のキー)
20	予備	X	31	スペース
			120	

(4) エンド情報

No.	項目	最大桁数	備考
1	データ区分	1	"9" (エンドレコード) を設定
2	総レコード件数	6	総データ件数 (ヘッダー/エンドレコードを含む)
5	予備	113	スペース
		120	

突合結果データ仕様

受託者側で用意するクレジットシステムにて、端末機から送信されるクレジット一件明細データと定期券発行機から送信されるクレジット一件明細（日締め）データの突合を行い、その結果をCSVファイルにて出力する。

データ項目については、以下の内容を基本仕様とし、レイアウト等については協議の上確定させるものとする。

なお、本仕様と同等の機能が実現できると認められる場合には、当局と協議のうえ仕様の一部変更等を認めるものとする。

1 ファイル諸元

No.	項目	定義
1	ファイルID	XXXX_SYU
2	文字コード	S-JIS
3	改行コード	LF (UNIX) CR+LF (windows)
4	区切文字	半角「,」（カンマ）区切り
5	囲み文字	半角「"」（ダブルクォート）囲み ※値がない場合は「"」

2 レイアウト

(1) クレジット一件明細データ

No.	項目名	最大桁数	備考
1	データ区分	1	"3"（定期1件明細レコード）を設定
2	売上日	8	YYYYMMDD
3	精算日	8	YYYYMMDD
4	入金日	8	YYYYMMDD クレジット条件マスター設定
5	取引種別	1	1（発売）、2（払戻）、3（発売取消）、4（払戻取消）
6	取引金額	9	
7	定期料金	9	
8	払戻手数料	9	
9	発行券番号	6	
10	発売所コード	6	発売所2桁+号機2桁+予備2桁
11	発売所名	40	日本語表記
12	端末識別番号	13	
13	伝票番号	5	
14	カード会社コード	3	クレジットマスター設定
15	カード会社名	30	クレジットマスター設定
16	承認番号	7	
17	売上/取消区分	1	1（売上）or 4（取消/返品）
18	支払方法	2	10（一括）、20（ボーナス）、30（ポイント併用）、60（分割払）、80（リボ払）
19	分割回数	1	一括購入時「1」固定
20	お買上げ金額	11	クレジット決済金額（マイナス時は先頭に - 符号付加）
21	カード会社手数料	11	クレジット決済金額（マイナス時は先頭に - 符号付加）
22	入金金額	11	
23	会員番号（トランケート値）	19	9999999AAAAAA9999（会員番号16桁の場合）

(2) クレジット日計データ

No.	項目名	最大桁数	備考
1	データ区分	1	"2" (クレジット日計レコード) を設定
2	定期券発売所	5	所定の定期券発売所コードを設定 (左詰後ろスペース)
3	発売号機等	4	号機2桁+係員2桁等、No. 2と併せてクレジットシステムでの突合せ実施時の発売箇所特定キー
4	売上計上日	8	収入管理上の売上日付 (YYYYMMDD)
5	締切日付	8	端末締切日付 (YYYYMMDD)
6	締切時刻	6	端末締切時刻 (hhmmss)
7	売上件数	8	発売件数+払戻取消件数
8	売上合計金額符号	1	1: プラス 2: マイナス
9	売上合計金額	10	発売合計金額+払戻取消合計金額
10	取消返品件数	8	払戻件数+発売取消件数
11	取消返品合計額符号	1	1: プラス 2: マイナス
12	取消返品合計金額	10	払戻合計金額+発売取消合計金額

(3) 追加情報

No.	項目名	最大桁数	備考
1	クレジットシステム受信日	8	クレジットシステムがカード会社から処理結果を受信した年月日 YYYYMMDD
2	クレジットシステム受信時刻	6	hhmmss
3	接続会社コード	5	例) JCB 99661
4	レジCAT No. (端末No.)	4	
5	データ区分	2	例) 11: キャッシュ 15: 手入力データ

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。